三　その他実質公債費比率により許可を要する場合

1　公債費負担適正化計画の策定

地財法第５条の４第１項第２号に掲げる地方公共団体のうち、早期健全化基準以上団体以外の地方公共団体（以下「公債費負担適正化計画策定団体」という。）は、実質公債費比率の適正化を図るための計画（以下「公債費負担適正化計画」という。）を策定するものとする。

2　公債費負担適正化計画策定団体の地方債の許可基準

⑴　公債費負担適正化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

⑵　公債費負担適正化計画の内容に問題がある又は実施が着実に行われていない地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

3　「七　資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八　その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、公債費負担適正化計画策定団体が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。

四　地方公共団体の組合等の場合

1　地財法第５条の４第１項第１号及び第２号に掲げる地方公共団体が加入する組合並びにこれらの地方公共団体が設置団体である地方開発事業団については、当該地方公共団体が策定した実質赤字額解消計画、公債費負担適正化計画又は財政健全化計画との整合性に留意して地方債の許可等を行うものとする。

2　「七　資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八　その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、地財法第５条の４第１項第１号及び第２号に掲げる地方公共団体が加入する組合並びにこれらの地方公共団体が設置団体である地方開発事業団が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。

五　不適正行為により許可を要する場合

元利償還金の支払遅延団体又は過去における元利償還金の支払遅延団体、協議をせず若しくは許可を受けずに起債を行った地方公共団体若しくは虚偽記載等不正を行った地方公共団体のうち総務大臣が指定したものについては、それぞれ、当該事項の改善状況及び再発防止策の状況を踏まえ、地方債を許可するものとする。

六　標準税率未満により許可を要する場合

普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体については、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないとする地財法第５条本文の趣旨を踏まえ、当該普通税の税率が標準税率未満であることによる世代間の負担の公平への影響や地方税収の確保の状況等を勘案して、地方債を許可するものとする。

世代間の負担の公平への影響については減税による減収額を上回る行政改革の取組等を予定しているかどうか、また、地方税収の確保の状況については当該団体の地方税の徴収率が類似団体の地方税の徴収率を上回っているかどうかを中心に精査するものとする。

七　資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等

1　資金不足比率（健全化法第22条第１項に規定する資金不足比率をいう。以下同じ。）が経営健全化基準（健全化法第23条第１項に規定する経営健全化基準をいう。以下同じ。）以上である許可公営企業（地財法第５条の４第３項第１号及び第２号に規定する公営企業をいう。以下同じ。）及び資金不足比率が経営健全化基準以上となることが見込まれる許可公営企業（健全化令第20条の規定に該当することにより経営健全化計画を定めることを要しない公営企業を除く。以下「経営健全化基準以上企業」という。）にあっては、原則として、経営健全化計画の策定後に許可を行うものとする。

2　経営健全化基準以上企業の地方債の許可基準

⑴　経営健全化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている公営企業については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

⑵　経営健全化基準以上企業のうち、公営企業の経営の早期の健全化が困難であると認められるときは、その状況に応じ、地方債の発行を制限するものとする。また、健全化法第24条で準用する健全化法第７条の規定による勧告を受けた公営企業にあっては、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

八　その他資金不足等により許可を要する場合

1　許可公営企業のうち、経営健全化基準以上企業以外の公営企業（以下「資金不足等解消計画策定企業」という。）は、公営企業の資金不足及び繰越欠損金の解消を図るための計画（以下「資金不足等解消計画」という。）を策定するものとする。

2　資金不足等解消計画策定企業の地方債の許可基準

⑴　資金不足等解消計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている公営企業については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

⑵　資金不足等解消計画策定企業のうち、当該公営企業に対する一般会計又は他の特別会計による適切な負担区分に基づく負担がなされていないもの、多額の赤字を有し、又は料金その他収入の確保を怠り、経営健全化のために必要な努力を払わないものについては、その状況に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

九　簡易協議手続の準用

一の２、二の２、三の２、七の２及び八の２により制限される地方債に係る許可手続並びに五の場合に係る許可手続を除き、許可団体の地方債許可手続については協議団体に係る簡易協議手続を準用する。

第四　財政再生団体に係る許可基準

財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であって再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体（以下「財政再生団体等」という。）については、一又は二に定める許可基準により許可を行うものとする。

一　健全化法第10条第３項の規定に基づく同意を得た財政再生団体の地方債の許可基準等

1　財政再生計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている財政再生団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

地方債計画の事業区分ごとの財政再生団体等の起債予定額の総額等に基づき、事前に総務大臣が財政再生団体等ごとに事業区分に応じて定め通知する許可予定額の範囲内で行われる許可申請については、原則として、許可申請の内容に即し速やかに許可を行うものとし、当該手続は、協議団体に係る簡易協議手続の対象となる地方債及び再生振替特例債を対象とするものとする。

2　財政再生計画の実施が着実に行われていない財政再生団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。また、健全化法第20条第１項の規定による勧告を受けた財政再生団体については、当該勧告に基づいて講じた措置の内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

3　再生振替特例債については、健全化法第12条第１項の規定に基づき算出した額を許可の対象とする。

二　一に係るもの以外の財政再生団体等の許可基準

健全化法第11条ただし書及び健全化令第13条に規定する場合は、財政の再生の状況を踏まえ、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。また、健全化法第20条第１項の規定による勧告を受けた財政再生団体については、当該勧告に基づいて講じた措置の内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。